

のれんの非償却の公聴会、初開催

—ASBJ:のれん非償却公聴会—

去る8月12日、企業会計基準委員会が、第552回企業会計基準委員会（第1回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会）を開催した。

本公聴会は、のれんの非償却の導入およびのれん償却費計上区分の変更（以下、「本テーマ」という）の提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施するものであり、親委員会における通常の審議と異なり、親委員会および委員が本テーマに関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施するものである。

意見聴取

野間幹晴・一橋大学大学院経営管理研究科教授、芦澤美智子・慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授より、本テーマに関する意見聴取がされ、質疑応答が行われた。

野間教授からは、次のようなアンケート結果や実証研究の結果

果の紹介がされた。

- ・のれんの会計処理に関して、大企業では非償却を嗜好する企業は少数である。
- ・スタートアップ企業ではのれんの規則的償却はM&Aを検討するうえでの障害となっている企業が多数を占めている。
- また、のれん償却負担のためM&Aを断念したことがある企業はおよそ半数。
- ・米国で行われたのれんの減損処理をめぐる実証研究で、経営者はのれんをタイムリーに減損していないことを示唆した結果が得られた。

また、芦澤准教授からは、M&Aをめぐる状況の観点から意見が陳述され、現在は日本でもM&Aが大規模になってきており、M

&Aが企業の成長の礎となるなか、のれんの償却がM&Aの足かせとなっているとの意見がスタートアップから多く聞かれており、政府の骨太方針や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」などでM&A支援が取り上げられている現状が説明された。

質疑応答

委員からは、本テーマへの賛否について質問があり、野間教授は「非償却導入に賛成。実証研究からみられる裁量的な企業行動をどう防ぐかが重要。具体的にはモニタリングの強化があるが、従来から会計上の見積りがあり、これに追加することで可能」との回答があった。

償却・非償却の選択制については、野間教授は「整合性が保てないので反対」、芦澤准教授は「プラクティスの観点から改善の策としてあり得るが日本基準間の比較が難しいので積極的に賛成はできない」との回答があった。

会計

排出量取引制度の会計処理、新規テーマへ—ASBJ—

去る8月12日、企業会計基準委員会は、第553回企業会計

基準委員会を開催した。主な審議事項は以下のとおり。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年8月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
9月30日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年7月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年6月期) 2カ月延長法人(令和7年5月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(7月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(7月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

新規テーマの提言への対応

前回親委員会（2025年8月10日号（No.1751）情報ダイジェスト参照）で、企業会計基準諮問会議からASBJに対して、「排出量取引制度に係る会計上の取扱い」の新規テーマの提言が行われたことを受け、対応方針案が審議された。企業会計基準諮問会議からの提言は次のとおり。

排出量取引制度の法定化が進められているなか、法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者の会計処理の検討を提言する。具体的に想定される論点として次が示されている。

- (1) 排出枠の取得に係る会計処理（資産の認識および測定）
- (2) 排出枠償却時点で、排出実績と等量の排出枠を保有する義務に係る会計処理（負債の認識および測定や引当金の計上）
- (3) 開示要求事項

なお、実務対応報告15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」で整理されている排出量取引の会計処理と今回の検討との関係も整理する。

事務局からは、本提言を新規テーマとする方針案が示された。

なお、詳細を定める政省令が

未確定であるため、まず法律に規定される制度の概要の理解と実務対応報告15号との関係の整理から検討を開始することとし、具体的な会計処理および開示に関する検討については、詳細が明らかとなった後に検討を開始する。また、実務対応専門委員会でも対応する。

委員から異論は聞かれず、新規テーマとすることが決定された。

金融資産の減損

第243回金融商品専門委員会（2025年8月20日・9月1日合併号（No.1752）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損プロジェクトにおける審議が行われた。

(1) 経過措置

改正金融商品会計基準等の適用初年度における経過措置について、検討が行われた。

- ① ステップ2を採用した場合
ステップ2（信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発については、IFRS9号「金融商品」の経過措置に関する定めをベンチマークとして検討を行う。

(i) 遡及適用

事務局から、遡及適用に関する

経理に「効く」
法律雑字

立場の違い

弁護士
白川 敬裕

自分と完全に同じ身体を持ち、生まれてこの方、まったく同じ時間をたどった人は、この世に1人もいません。

日常の生活や仕事のなかで、「あの人の考え方は、間違っている!」、「あの人は、私の気持ちをわかってくれない!」と思うことがあるかもしれません。

しかし、考えてみれば、人それぞれ、身体が異なり、過ごしてきた時間も違うのですから、感じ方や考え方が完全に一致することはないので。

離婚の原因として、よく「性格の不一致」が挙げられますが、性格が一致することはそもそもあり得ませんし、むしろ、性格が違うからこそ、お互いに惹かれあうこともあるのではないのでしょうか。

法的思考力（リーガルマインド）を要する場合はもちろん、日常の議論においても、「考え方や価値観は、みんな違っていること」、「人によって見えている世界が違うこと」を念頭に置くことが大切です。

議論は、事物に対する認識、考え方や価値観が対立する場面が必要となるからです。

「孫子」という中国最古の兵書

に「彼を知り己を知れば、百戦して殆（あやう）からず」という有名な言葉がありますが、実は「孫子」には、その根拠の1つとして「以て戦う可き（べき）と、以て戦う可からざる（べからざる）」とを知る者は勝つ」と書かれています。戦うべきときだけ戦う。そのためには、彼（相手）のことを知る必要があります。

紛争を解決する場合や議論が必要となった場合は、「相手に、どんな世界が見えているのだろうか?」という問いが重要となります。

人の違いだけでなく、「立場」の違いによっても、世界の見え方は変わります。

たとえば、裁判官、検察官、弁護士は刑事裁判のなかで「立場」が違います。

検察官は、参考人からの事情聴取、現場検証、被疑者の取り調べなどの捜査を尽くし、有罪と認識して裁判所に起訴します。これに対し、弁護人は、被告人と接見して「自分は犯人ではない」と告げられれば、無罪と認識して弁護活動を行います。

他方、裁判官は、法廷に提出された証拠だけを見て、有罪かどうかの認識を形成していきま

す。

司法試験に合格した後の司法修習では、法曹三者の立場の違い（見え方の違い）を体験することになります。

裁判官、検察官、弁護士のことを総じて「法曹三者」といいます。法曹三者になるには、「司法試験」に合格した後、「司法修習」という実務研修を経て、「司法修習生考試（俗に「二回試験」と呼ばれる最終試験）」に合格する必要があります。

司法修習では、全国各地の「裁判所（民事部と刑事部）」、「検察庁」、「弁護士事務所」に2カ月ずつ配属され、実際の事件に接しながら、法曹三者それぞれの立場を体験する「実務修習」が実施されます。さらに、司法研修所という学校に全員が集まり、クラスごとに5科目（「民事裁判」、「刑事裁判」、「検察」、「民事弁護」、「刑事弁護」）の授業が実施される「集合修習」も行われます。

裁判官、検察官、弁護士いずれの道に進む者に対しても同じカリキュラムで行われ、それぞれの立場からの事件の見方を学ぶのです。

る経過措置の取り込み方として、IFRS9号と同様の定めを設けるのではなく、「一律適用を禁止し、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する」とする案が示された。

(ii) SICRの判定

SICRの判定に関して、IFRS9号7・2・20項と同様の経過措置を設ける案が示された。

(iii) 分類および測定

適用初年度の期首において、実効金利法を適用することが実務上不可能な場合には、金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料について、改正金融商品実務指針において収益認識会計基準等に準じて会計処理できる要件を満たしていることとみなすことができるとする案が示された。

(iv) 適用開始に関する開示

IFRS7号「金融商品・開示」のうち、予想信用損失に関するIFRS9号の適用開始に関連する規定の一部を、予想信用損失適用指針において設けるとする案が示された。

② ステップ4を採用した場合
ステップ4（信用リスクに関

するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発については、固定の経過措置を追加しないとの案が示された。

*

委員からは、おおむね賛成意見が聞かれた。

(2) 他の企業会計基準等の修正案

金融商品会計基準等の改正に伴う他基準修正として、関連当事者基準等、移管指針1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」等に関する修正案等が示された。

期中会計基準案のコメント対応

前回親委員会（2025年8月10日号（No.1751））情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応案の検討が行われた。

有価証券の減損処理および棚卸資産の簿価切下げに係る方法について洗替法が原則とされたことに伴い、固定資産の減損と

切放し法との関係を結論の背景に明示すべきとのコメントに対して、減損適用指針で対応する旨の対応案などが示された。

会計

公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」に対応する気候関連開示基準の改正への対応、検討—SSBJ

去る8月18日、SSBJは第56回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。
ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS2号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正

改正

(1) プロジェクトの進め方

ISSBは2025年4月28日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS2号の修正案」を公表し、本年中に修正案を確定することを目標としている。事務局は、当該修正に対応したSSBJ基準における取扱いの検討について次のように提案した。

IFRS2号の修正が公表される前にSSBJにおいて当該修正案に対応するSSBJ基準の改正を検討するのはどうか。また、その場合、当面のタイム

ラインは次のとおりとし、ISSBボード会議における議論に応じて適宜見直すかどうか。

① ISSBの公開草案の提案のまま確定される蓋然性が相応に高いことが想定される論点（後述(2)）から検討を開始する。

② その他の論点については、ISSBボード会議における提案の再定義と並行して検討を進める。

③ IFRS2号の修正の確定が公表された後可及的速やかにSSBJ基準の改正を提案する公開草案を公表することを旨とする。

委員からは賛意が聞かれた。

(2) ISSBの公開草案の提案のまま確定される蓋然性が相応に高いことが想定される論点の検討

ISSBの公開草案で提案された次の論点（2025年6月

1日号（No.1744）情報ダイジェスト参照）については、SSBJも賛同する旨のコメントをすでに行っている。また、ISSBボード会議においても幅広く支持されており、公開草案の提案の内容を維持したまま確定される蓋然性が高いと考えられるとして、次の修正提案が示された。

① 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）（GHGプロトコル）」の使用に対する法域別の救済措置

ISSBはGHGプロトコルとは異なる測定方法を用いることができるとする容認規定の明確化を提案していた。

事務局は、ISSBの公開草案で提案されているIFRS2号29項(a)(ii)、B24項の修正と整合的に気候基準の49項を改正することを提案した。

委員からは、賛意が聞かれた。

② 地球温暖化係数の数値について法域別の救済措置の適用可能性

ISSBは報告日時点と利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における100年の時間軸に基づく地球温暖化係数（G

WP)の数値とは異なるGWPの数値を用いることができる」とする容認規定の追加を提案していた。

事務局は、ISSBの公開草案で提案されているIFRS S2号B21、B22項の修正と整合的に気候基準66項および68項を改正することを提案した。

委員からは、賛意が聞かれた。

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた「納税者の利便性の向上」、効果的な税務調査や滞納整理につなげる「課税・徴収事務の効

江島一彦・新長官インタビュー

国税庁

7月に国税庁長官に就任した江島一彦氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向け、e-Tax等の利便性の向上や相談対応・情報発信の改善など、これまで以上に納税者目線に立ち、さまざまな納税者サービスの向上に努めていく。

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた「納税者の利便性の向上」、効果的な税務調査や滞納整理につなげる「課税・徴収事務の効

電子帳簿に対する現状の取組みと今後の対応

国税庁では、リーフレットや動画の公開等、幅広く周知・広報を行ってきた。引き続き、制度の着実な定着に向けて、事業者にご理解いただけるよう取り組んでいく。

「年収の壁」の改正・年末調整への対応

国税庁のホームページに特設

税務調査の今後の取組み

申告・決算情報や法定調書などについて、AIを活用した予測モデルを用いて分析し、申告漏れの可能性が高い納税者を的確かつ効率的に抽出し、深度ある調査を実施するなどの取組みを進めていく。

税務

小宮敦史・新局長インタビュー

東京国税局

東京国税局長の小宮敦史氏は7月の就任にあたり国税記者クラブとの会見に際し、抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

国税組織に課された使命は、国の活動を支える歳入を確保するため、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことである。納税

富裕層・租税回避事案の対応
租税回避行為等に基づく非違を取りこぼすことのないよう、継続的に納税者やその関係者、主宰法人などを管理するとともに、東京局および大阪局を中心に組織的なノウハウの構築・共有に取り組んでいる。

AI・データ分析を活用した課税・徴収の効率化・高度化
分析結果を活用し、納税者のコンプライアンスリスクを客観的に測定・把握し、効率的な処

理を行う一方で、調査必要度が高いと判定される納税者に対しては、実地調査等、限られた事務量を効率的に活用していく。滞納整理においては、応答予測モデルの活用により、応答率の向上を図るといった取組みを進めている。

国際会計

公的説明責任のない子会社による開示の軽減に関する基準、修正

IASB

去る8月21日、IASBは、IFRS 19号「公的説明責任のない子会社・開示」を修正する基準（以下、「本修正」という）を公表した。

2024年5月に公表されたIFRS 19号は、一定の要件を満たす非上場の子会社（以下、「公的説明責任のない子会社」という）についてはIFRS会

RS7号の修正

計基準の開示要求を軽減することを認めているが、こうした開示の軽減が可能とされている事項は2021年2月までに公表されていたIFRS会計基準に規定されていた事項に限定されていた。

IASBはその後公表された基準書等への対応についてはIFRS19号の公表後に検討を行うこととしており、関係意見募集を経て本修正が完了した。

本修正の内容

2021年2月から2024年5月までに公表された次の基準書または基準書の修正によって導入された開示要求について、本修正により公的説明責任のない子会社が一定の開示の軽減を行うことが可能とされた。

- ・IFRS18号「財務諸表における表示及び開示」
- ・「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS7号およびIFRS7号の修正)
- ・「国際的な税制改革―第2の柱モデル」(IAS12号の修正)
- ・「交換可能性の欠如」(IAS21号の修正)
- ・「金融商品の分類及び測定」(IFRS9号およびIFRS16号の修正)

適用関係等

本修正により、IFRS19号の発効日である2027年1月1日までに有効となるIFRS

国際監査

国際サステナビリティ保証基準

5000適用の参考資料、公表

IASB

去る8月14日、国際監査・保証審議会(IAASB)は、

国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」(以下、「ISSA5000」という)の採用と適用を支援するための次の文書を公表した。いずれの文書もIASBスタッフにより作成された文書であり、基準書であるISSA5000そのものに変更を加えるものではない。

- ① ISSA5000のうちの限定的保証に関する部分の抜粋 (Extract of Limited Assurance Material from ISSA5000)
- ② ISSA5000のうち合理的保証に関する部分の抜

会計基準の変更がIFRS19号に反映済みとなり、今後も、新しいIFRS会計基準に基づく開示要求について、IFRS19号の修正が検討されることが想定されている。

粋 (Extract of Reasonable Assurance Material from ISSA5000)

③ よくある質問：サステナビリティ保証―ISSA5000、ISAE3000(改訂)、ISAE3410の適用範囲 (Frequently Asked Questions: Sustainability Assurance - Applicability of ISSA 5000, ISAE 3000 (Revised), and ISAE 3410)

①および②の文書は、ISSA5000が合理的保証と限定的保証の両方の業務を扱っている一方で、このうち1つの保証のみを利用する状況(例：特定の国においては限定的保証のみが必要とされる)において、その保証についてのISSA

5000の要求事項をより容易に識別するために作成されたISSA5000の抜粋である。

③の文書は、4つのQ&Aを通して、IAASB基準を採用する法域において2026年12月にISSA5000が発効した後は、現行の基準であるISAE3000(改訂)およびISAE3410がサステナビリティ保証業務に適用されなくなる点を含め、サステナビリティ

保証に関するIAASB基準の適用関係を説明している。

また、この3つの文書の公表とあわせて、法域ごとのISSA5000の採用状況を示した情報も更新され、3つの法域(オーストラリア、メキシコ、香港)が採用している事実、および、採用を進めているか検討している法域名(含む日本)がIAASBのウェブサイトに示されている(2025年7月時点)。

金融

解釈が分かれるFRB議長の講演内容

米国西部ジャクソンホールで8月22日に行われたパウエル米連邦準備制度理事会(FRB)議長の講演は、市場にとつて解釈の分かれる内容となった。

FRBは2023年夏以降、政策金利を4.50～5.50%に据え置き、高水準を1年以上維持している。同国の2024年実質GDP成長率は2.8%だったが、2025年前半は1%前半にとどまる予想だ。雇用も2024年平均で月16.8万人の増加が、直近3カ月では3.5万人に減速した。失業率は今年7月では4.2%と依

然として低く、前年同月の4.3%とほぼ同じである。物価は落ち着きを取り戻しつつも目標を上回る。2024年に2%台前半で推移した個人消費支出(PCE)は、2025年7月に総合2.6%、コア2.9%と高止まりした。関税引上げが輸入品価格上昇につながるの見方もある。このため景気減速と物価上昇が併存する局面となり、パウエル議長が「データ次第で柔軟に判断する」と述べた点は、追加利上げを急がないハト派的姿勢と受け止められた。ただし、講演後半で示された

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年 8月20日	補足文書「ガイダンス文書『IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報(移行計画に関する情報を含む)の開示』」	SSBJ	SSBJは、ISSB基準に関する付属ガイダンスおよび教育的資料のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、わが国のサステナビリティ開示基準の適用にあたって参考にできるよう、補足文書と位置づけている。本文書は、2025年6月23日にISSBより公表されたガイダンス文書「IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報(移行計画に関する情報を含む)の開示」をSSBJ基準の補足文書として公表したもの。 https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/403865.html
2025年 8月20日	補足文書「教育的資料『ISSB基準を適用する際のISSBの産業別ガイダンスの使用』」	SSBJ	上欄と同様の観点から、2025年7月10日にISSBより公表された教育資料「ISSB基準を適用する際のISSBの産業別ガイダンスの使用」をSSBJ基準の補足文書として公表したもの。 https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/403865.html
2025年 8月22日	内閣府令75号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等	金融庁	ASBJにおいて、改正移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」、企業会計基準34号「リースに関する会計基準」等の修正を公表したこと等を受け、財務諸表等規則等および財務諸表等規則ガイドラインについて所要の改正を行うもの。組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価することが許容されたことを踏まえ、当該会計処理を行った場合に必要な注記事項等を定めている。 https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250822/20250822.html

証 券

相互関税決着後の世界の株価

政策枠組みの改訂は、タカ派的色彩を帯びる。2020年に導入された「平均インフレ目標」は撤回され、再び「2%目標」と「柔軟対応」に戻された。インフレを一定期間2%超で容認する戦略は、2021年以降の高インフレ下で機能せず、市場に誤解を与えたと総括された。「雇用の不足 (shottfalls)」という表現も削除され、労働市場が過熱すれば予防的に引き締める余地を残した。

この講演は、表面的には景気減速に配慮するハト派的な響きを伴ったが、政策の骨格はインフレ抑制を最優先するタカ派的枠組みに再構築された。市場の早期利下げ観測を抑える効果を持ち、短期的にはタカ派シグナルと解釈される。他方で景気下振れが進めば利下げ余地は残され、中長期的にはハト派的余地を内包する内容であった。今後の政策運営は一層慎重な舵取りを迫られるとみられる。

米国と貿易相手国との相互関税をめぐる交渉は、妥結期限の8月1日までに決着した国が多く、その関税率は交渉前に示されていた水準より低下した。これを受けて、7月末から下落気味であった世界の株価・株価指数は、8月1日を底に反発、上昇に転じた。

トランプ政権の再登場以来、世界の株式市場にとって最大の懸案であった関税問題は有力国の交渉継続という問題はあるが、8月の各国の株価推移は、米関税引上げの経済・社会への打撃を過大視する必要はないこ

とを示唆しているようにみえる。関税と経済の関係は、主権国家の利害が複雑に絡み合うだけに、その影響を予想することは難しく、不確実の一語に尽きる。しかし、今回の相互関税率の多くは15%となったことに世界中の株式市場は安堵したようだ。特にEUの株価は、8月は堅調に推移し、米国、アジアの株価が中旬以降にいったん調整色をみせたものの、EUの株価は上昇軌道を外れなかった。

しかし、8月下旬に入ると、米国株価は、米連邦準備制度理事会(FRB)のパウエル議長

が講演で雇用の下振れリスクの強まりに言及して、9月の利下げをほのめかした、として大きく反発した。これを受け、アジアの株価も中旬後半のもたつきから脱出、EUの株価は上昇姿勢を強めた。

米国やアジアの株価の動きは、やはり関税の重荷を気にしていたことの反映であろう。米国では今年春から物価上昇、商品値上げが広がり、景気後退による雇用情勢悪化も伝わってきた。

現状は、関税引上げの影響はまだごく緩やかといえよう。特に日本では、当初、25%とされていた相互関税率が15%で決着したことを喜び、不人気にあえぐ石破内閣の手柄のような雰囲気がある。しかし、関税15%の影響はこれからである。対米輸出依存度の高い製造業のコストアップ対策でことが済むはずがない。現在、順調にみえる株価は決して盤石な地盤の上に立っていないことを自覚する必要がある。